

企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）のご案内

中小企業活性化協議会や経営サポート会議の支援により
事業再生を行う方に資金を融資します

【経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）対応】

1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者等で、経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）の申込人資格要件を満たす方

〔経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）の申込人資格要件（概要）〕
中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

2 融資条件

融 資 利 率	年 1.15%（固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.30%（国保証料補助後の事業者負担） ※条件変更に伴う追加保証料は補助の対象外となります。
融 資 限 度 額	2.8億円
融 資 期 間	15年以内（うち据置3年以内）
資 金 使 途	設備資金、運転資金、借換資金
信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける
申 込 書 類 等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ②事業再生計画書（兵庫県信用保証協会所定様式） ③経営者保証免除対応確認書（兵庫県信用保証協会所定様式）（経営者保証免除対応を適用する場合） ③その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類
そ の 他	金融機関は、中小企業者から、四半期に1回、事業計画の実行状況の報告を受け、計画策定を支援した機関と連携して経営支援を行い、原則として3年間にわたり、保証協会に対して、計画の実行状況及び経営支援状況を報告することが必要です。

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関](#)へご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

